

労働保険手続きに係る

電子申請体験コーナーを設置しております

是非ご利用ください

- ◎時 間 午前10時～午後3時（原則、火・金曜日）
- ◎場 所 佐賀労働局総務部労働保険徴収室
佐賀第二合同庁舎 4階
- ◎対 象 労働保険関係手続きを担当する事務担当者の方など
- ◎内 容 電子申請による労働保険関係書類の作成方法等
- ◎利 用 ご希望の方は事前にお電話でご予約をお願いします。

お問い合わせ先 労働保険徴収室適用係 0952-32-7168

電子申請体験コーナーでは、e-Gov 電子申請アプリケーションを利用する場合の体験となります。

労働保険関係手続の電子申請は e-GovAPI 対応ソフトウェア・サービスからも利用が可能です。市販されている主要な e-GovAPI 対応ソフトウェア・サービスは[こちら](#)をご覧ください。



年度更新など、労働保険に関する一部の手続は（下記「G ビズ ID 利用対象手続はこちら」参照）、デジタル庁が発行する G ビズ ID を利用することにより、電子証明書を取得するごとなく電子申請が可能です。G ビズ

ID のアカウントは発行・更新手数料が無料です。ただし、アカウントの発行に必要な各種証明書類の準備や、郵送・通信に係る費用が発生する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※G ビズ ID にはプライム・メンバー・エントリーの 3 種類のアカウントがあります。プライムのアカウントは、労働保険に関する手続きに利用できます。メンバーのアカウントを利用する場合は、労働保険代理人選任届の提出が必要です。また、エントリーのアカウントは労働保険に関する手続きには利用できません。

・ [G ビズ ID 利用対象手続きはこちら](#)

・ [G ビズ ID プライムの取得手続きはこちら](#)